様式第８号（第６条関係）

熊経第1850号
令和8年10月16日

被指名業者　　　　　　　　御中

熊谷市長　　小林　哲也

入札指名について（通知）

指名競争入札を下記により執行するに当たり、貴社を指名しましたので、熊谷市契約規則、熊谷市建設工事執行規則、熊谷市建設工事検査規則、熊谷市建設工事等競争入札参加者取扱要領及び熊谷市公共工事等電子入札運用基準に従い、熊谷市建設工事請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知の上、入札に参加してください。

記

1　入札対象工事
(1)　工事名　東部浄水場残留塩素計更新工事
(2)　工事場所　熊谷市原島1031番地
(3)　設計金額　金 5,181,000 円　（消費税及び地方消費税の額を含む）

2　入札執行に関する事項
(1)　入札書提出期間　令和8年10月30日（金）午前 9時00分　から
令和8年11月2日（月）午後 4時00分　まで
（電子入札システムが稼動していない時間は除く。）
(2)　開札日時　令和8年11月4日（水）午前 9時00分
(3)　開札場所　上下水道部経営課
(4)　入札保証金　熊谷市契約規則第３条の３の規定により免除
(5)　低入札価格調査制度に係る調査基準価格　無
(6)　最低制限価格制度に係る最低制限価格　有
(7)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用　有
(8)　設計図書の閲覧　令和8年10月16日（金）から
入札情報公開システムの入札指名案件情報を検索し、発注図書をダウンロードすること。
(9)　設計図書に関する質疑　電子入札システムにより質疑書を提出してください。
ア　提出期限　令和8年10月26日（月）午後 4時00分　まで
イ　質疑に対する回答　令和8年10月28日（水）電子入札システム上に掲示する。
(10)　注意事項
ア　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が落札価格になりますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ　工事請負契約書においては、 契約の相手方が課税事業者の場合は工事金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示しますので、 落札決定後速やかに、落札者は、所定の書類により課税事業者又は免税事業者の届出をしてください。

エ　有効な最低価格が同額の場合、電子入札システムの電子くじを利用し、落札者を決定します。

オ　入札に参加する者の数が１人であっても、入札を執行する。

カ　入札回数は１回とします。

キ　入札時に入札金額見積内訳書を提出してください。なお、入札金額見積内訳書のファイル名は、必ず会社名を付記したものとし、電子入札システムの仕組上、内訳書の拡張子は「．xlsx」とすること。（　例：「見積内訳書　○○工事　○○㈱．xlsx」　）

3　契約の特定条件

(1)	契約保証金	請負代金額の１０分の１以上
(2)	前払金	熊谷市公共工事前金払事務処理要領及び熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領の規定に基づき、前払金を支払う。
(3)	部分払	無
(4)	工期	契約締結日から　令和9年3月26日（金）までとする。
(5)	その他	無

4　入札の辞退

(1)　入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

(2)　入札を辞退しても、これを理由として、以後の入札指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(3)　辞退する場合は、電子入札システム上の手続きにより行ってください。

5　その他

(1)　本工事における現場代理人は、国又は地方公共団体の発注する工事との兼務を認めます。

(2)　やむを得ない理由により電子入札システムを利用することができない場合は、入札書受付締切日時までに「紙入札方式参加申請書」を提出してください。

(3) 落札者となった場合は、落札決定後、経営課から送付される契約書類をお待ちください。

(4) 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、熊谷市建設工事等競争入札執行事務取扱要領様式第5号(第3条関係)により通知すること。

(5) 本件は電子契約による契約締結を可能とします。(電子契約を希望しない場合は、書面による契約締結を可能とします。)

（６）本工事は、労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア　理由の確認方法：（書面様式１）

イ　その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

落札候補者から提出された内訳書の確認等については、国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき実施するものとする（別添の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」抜粋を参照）。

６　問い合わせ先

上下水道部経営課経営係
電　　話　０４８－５２０－４１３３